

そこが知りたい!

くらしの金融知識

「まさか」に備える

地震保険とは?>

私たちはさまざまな保険に加入しています。

保険は老いや思わぬ病気、怪我に備えたり損害から暮らしを守るためのものです。

東日本大地震を境に、地震保険の存在がクローズアップされています。

今回は損害保険の中でも「地震保険」を中心に学んでみましょう。

生命保険・損害保険の 違いと地震保険

生命保険は人の生死に関して保険金を支払う保険のことで「ヒト保険」ともいわれます。これに対して損害保険は事故によって実際に被った損害に保険金を支払う保険で「モノ保険」とも呼ばれます。

さらに人の怪我や病気などに備える医療保険やがん保険などは第三分野の保険といい、生命保険会社でも損害保険会社でも取り扱うことができるようになっています。

生命保険はヒトに保険をつけますが、ヒトの体に値段をつけることはできません。ですから、保険契約約定の範囲であれば、生命保険の死亡保障に3000万円加入しようが、500万

円加入しようが契約に基づいた金額が定額で支払われます(定額給付)。

一方、損害保険は主にモノに保険をつけますが、モノは値段の評価をすることができません。損害保険ではモノの評価額以上に保険金が支払われることはありません。これを認めてしまうと、事故などで発生した損害額以上の保険金が支払われることで利益を得る(いわゆる焼け太りする)ことになるからです。損害保険では実際の損害額に基づいた金額が支払われます(実損てん補)。

生命保険と損害保険ではこのような違いがあります。そのうち、地震保険は損害保険の分野に属しており、生命保険会社では取り扱うことができません。

■生命保険と損害保険

生命保険

定期保険
終身保険
養老保険
学資保険
など

損害保険

火災保険
地震保険
自動車保険
賠償責任保険
など

第三分野の保険

医療保険
がん保険
介護保険
傷害保険
所得補償保険
など

【監修】

CFP®、1級FP技能士、宅地建物取引主任者、住宅ローンアドバイザー、2級DCプランナー

平野 敦之 (ひらの・あつし)

保険業界での実務経験を活かして損害保険や生命保険に関する助言のプロフェッショナルとして活動を展開。個人や法人を対象としたリスクマネジメントやファイナンシャルプランニングを行っている。こうした実務のかたわら講演活動、執筆活動も積極的に実施。オフィス秀梨&コンサルティングネットワークス(株)取締役。

地震保険の付帯率・加入率

地震保険は1964年6月の新潟地震を契機に政府と損害保険業界で検討が始まりました。その後1966年5月に「地震保険に関する法律」が制定され、同年6月にこの法律に基づいて家計地震保険の制度が始まりました。

地震保険の加入状況を見てみると全国平均の世帯加入率は23.0%、火災保険への付帯率は46.5%となっています(2009年度末)。

世帯加入率とは年度末の地震保険契約件数を当該年度末の住民基本台帳に基づく世帯数で割ったものをいい、付帯率は当該年度に契約された火災保険に地震保険が付帯されている割合を指します。この数字には各種共済(JA共済、全労済、都道府県民共済等)が入っていませんから、実際に地震災害の備えをしている人の割合はもっと多いと考えていいでしょう。

1994年度末の全国平均の地震保険・世帯加入率は9.0%でしたが、阪神淡路大震災以降、地震保険の世帯加入率は緩やかに上昇してきています。ただ、地域によって地震保険の世帯加入率・付帯率にバラつきがあります。

■地震保険の付帯(セット)率および世帯加入率(2009年度末)

都道府県	火災保険への付帯率	世帯加入率	都道府県	火災保険への付帯率	世帯加入率
北海道	43.8	19.4	滋賀	42.3	19.4
青森	46.1	14.5	京都	36.6	19.6
岩手	42.2	12.3	大阪	45.6	24.4
宮城	66.9	32.5	兵庫	38.7	18.4
秋田	47.8	12.0	奈良	46.9	21.3
山形	39.9	12.1	和歌山	47.8	19.6
福島	39.0	14.1	鳥取	48.2	16.8
茨城	41.5	18.7	島根	40.6	11.2
栃木	39.0	16.7	岡山	39.3	16.2
群馬	32.7	12.2	広島	55.1	24.2
埼玉	43.5	23.3	山口	44.6	17.4
千葉	43.9	26.9	徳島	60.4	22.1
東京	44.3	30.0	香川	50.4	23.4
神奈川	46.6	28.3	愛媛	49.8	18.4
新潟	48.9	16.2	高知	75.4	21.0
富山	36.0	13.7	福岡	50.7	26.1
石川	40.8	18.9	佐賀	34.4	13.5
福井	40.4	17.6	長崎	29.5	10.2
山梨	51.5	23.8	熊本	48.2	22.2
長野	33.9	12.1	大分	46.7	16.8
岐阜	61.3	26.6	宮崎	61.5	19.3
静岡	51.5	24.4	鹿児島	61.5	20.2
愛知	64.2	34.5	沖縄	38.6	9.5
三重	57.5	23.9	全国	46.5	23.0

(注) 1.火災保険への付帯率は、当該年度中に契約された火災保険契約(住宅物件)に地震保険契約が付帯されている割合。
2.世帯加入率は、地震保険の契約件数(2009年度末現在)を住民基本台帳に基づく世帯数(2009年度末現在)で除した数値。
(出典) 損害保険料率算出機構

地震保険の補償対象

地震保険は、政府が再保険(保険会社が保険金の支払い責任の一部を他に負わせる仕組み)を引き受けしている官民一体の保険制度です。これは地震のようにいつどこでどの程度の大きさで発生するかわからず、一度発生すれば巨額の損失をもたらすおそれのある災害への補償においては、加入者がお互いに支え合うという保険本来の制度が成り立ちにくいためでもあります。このように地震災害は民間の保険会社だけでは制度を維持しにくいため政府が関与しています。

地震保険の補償対象は、地震噴火またはこれらによる津波を原因とする損害になります。地震が原因で発生した地滑りや崖崩れ、堤防の決壊や浸水、火災などは、火災保険からは保険金が支払われません。また、地震保険単独では加入することができないため、火災保険にセットして契約します。初めは火災保険だけ契約し、途中から追加で地震保険に加入することも可能です。既に地震保険に加入している場合でも規定されている範囲内であれば保険金額を増額することもできます。

なお、地震保険の対象となるのは

居住用建物(専用住宅または店舗や事務所などの併用住宅)やそれに収容されている家財です。家財には有価証券や預貯金証書、1個または1組の価額が30万円超の貴金属、宝石、書画、骨董、美術品などは含まれていません。また店舗や事務所のための建物やこれに収容される家財、あるいは商品や設備什器などは地震保険の目的とすることはできません。契約できる金額は火災保険の契約金額の30%~50%の間で契約者が任意に設定しますが、建物5000万円、家財1000万円という上限額が設けられています。例えば火災保険の契約金額が建物2000万円、家財1000万円である場合、地震保険は建物600万円~1000万円、家財300万円~500万円の間で契約します。補償を手厚くするならば50%の上限まで契約する方がいいでしょうし、保険料の負担が重いようなら下限の30%で契約するのも方法です。

地震保険の保険料

地震保険の保険料は、建物の構造とその建物の所在地によって決

■地震保険の地域ごとの保険料（保険金額100万円あたり、保険期間1年の場合）

等 地	イ構造	ロ構造	経過措置料率	県別所在地
1等地	500円	1,000円	650円	岩手県、秋田県、山形県、福島県、栃木県、群馬県、富山県、石川県、福井県、鳥取県、島根県、山口県、福岡県、長崎県、佐賀県、熊本県、鹿児島県
2等地	650円	1,270円	840円	北海道、青森県、宮城県、新潟県、長野県、岐阜県、滋賀県、京都府、兵庫県、奈良県、岡山県、広島県、大分県、宮崎県、沖縄県
3等地	650円	1,560円	840円	香川県
	910円	1,880円	1,180円	茨城県、山梨県、愛媛県
	1,050円	1,880円	1,360円	埼玉県、大阪府
4等地	910円	2,150円	1,180円	徳島県、高知県
	1,690円	3,060円	2,190円	千葉県、愛知県、三重県、和歌山県
	1,690円	3,130円	2,190円	東京都、神奈川県、静岡県

※経過措置料率は火災保険構造級別の簡素化に伴い、保険料が大幅な値上げになる場合の当面の間の措置
 ※イ構造：耐火建築物、準耐火建築物および省令準耐火建築物等、ロ構造：イ構造以外

まります。建物構造区分はイ構造とロ構造の2区分、所在地区区分は1等地から4等地の4区分になっています。地震保険は建物がどこにあるか、どんな構造なのかによって保険料が大きく変わります。例えば、左表のロ構造をみてみ

- ④耐震診断割引（割引率10%）と
- ③免震建築物割引（割引率30%）、
- ②耐震等級割引（割引率10%〜30%）、
- ①建築年割引（割引率10%）

■地震保険の割引制度

地震保険の保険料には、①建築年割引（割引率10%）、②耐震等級割引（割引率10%〜30%）、③免震建築物割引（割引率30%）、④耐震診断割引（割引率10%）と、全国で最も地震保険料の安い1等地のロ構造は100万円当たり1000円です。これに対して地震保険料が最も高い4等地の東京都・神奈川県・静岡県のロ構造は3130円で、最大で約3倍程度地震保険料が違うことが分かります。また同じ1等地でもイ構造とロ構造では保険料は約2倍の差があります。このように建物の構造と所在地によって地震保険料の負担は大きく変わってきます。

ただし地震保険料は各損害保険会社で同一です。加入する損害保険会社によって地震保険料や補償内容が異なることはありません。地震保険は長くて5年までしか契約することができません。仮に火災保険が30年間一括払いの長期契約であった場合、地震保険は5年あるいは1年毎の自動継続になります。このように主契約である火災保険が長期契約の場合であっても前述のように途中から地震保険に加入することができます。

この4つの割引制度があります。適用される割引によって10%〜30%の割引を受けることができます。割引制度は複数ありますが、これらの4つを重複して適用することはできません。

地震保険の保険金は、「全損」「半損」「一部損」という3つの基準に当てはめて支払われます。全損・半損・一部損にはそれぞれ認定される基準があります。例えば家

■地震保険の保険金の支払い

地震保険の保険金は、「全損」「半損」「一部損」という3つの基準に当てはめて支払われます。全損・半損・一部損にはそれぞれ認定される基準があります。例えば家

これらの割引制度のいずれかに該当する場合、適用されるためには所定の書類の提出が必要です。書類の提出がない場合には割引が適用されませんので注意しましょう。例えば建築年割引は1981年6月1日以降に新築されていれば対象になりますが、これを確認するため登記簿謄本などの写しが必要になります。

火災保険料と地震保険料の合計が契約する保険の保険料となりますが、地震保険の割引制度は地震保険料部分のみ適用になります。

地震保険料控除とは？地震保険料控除額

地震保険の契約をして支払った保険料は、1年間（1/1〜12/31）に支払った金額をその年の所得から控除することができます。これを地震保険料控除といい、生命保険料控除と同じく所得控除の一つです。この地震保険料控除によって課税される所得が少なくなり、結果として所得税や住民税が安くなります。

所得税では2007年1月以降の支払い保険料から控除対象となっていますが、当然地震保険への加入がないと適用されません。この制度ができる以前の損害保険料控除では適用対象となる保険の種類が多かったわりに、所得控除

の対象となる金額が少なめでした（所得税では長期契約に該当する場合で最大15,000円、住民税では10,000円）。改正後、対象となる保険が原則地震保険だけになりましたが、控除される金額が多くなりました。

地震保険料控除限度額は、①所得税が年間払込保険料全額（上限50,000円）、②住民税が年間払込保険料の1/2（上限25,000円）となっています。地震保険に加入すると保険料負担が増えますが、地震保険料控除が創設されたことで以前より地震保険に加入しやすくなっています。

財は時価の30%〜80%未満の損害がある場合、損害の認定は半損になります。建物であれば主要構造部の損害が時価の3%以上、家財の場合は時価の10%以上の損害があつて一

「まさか」に備える ～地震保険とは？～

■地震保険の支払金額

損害の程度	保険金の支払い割合	損害の状態
全損	保険金額の100% (時価が限度)	建物：主要構造部の損害が建物の時価の50%以上の場合等 家財：時価の80%以上の損害
半損	保険金額の50% (時価の50%が限度)	建物：主要構造部の損害が建物の時価の20%以上50%未満の場合等 家財：時価の30%以上80%未満の損害
一部損	保険金額の5% (時価の5%が限度)	建物：主要構造部の損害が建物の時価の3%以上20%未満の場合等 家財：時価の10%以上30%未満の損害

部損になります。軽微な損害で一部損の基準に該当しなければ地震保険は支払われません。

ただし実際に被災した場合には保険会社に連絡して損害確認をしてもらうようにしましょう。軽微な損害だと思っても自分が気づかない損害があつて地震保険金が支払われることもあります。損害確認をする鑑定人と契約者の見る視点は異なる場合がありますからまずは連絡して相談してみることが必要です。

■なぜ地震保険の支払いは火災保険と違うのか

地震災害では、広域に渡って多くの人が同時に損害を被ります。細かい基準で1件ずつ損害状況の確認をしていたら保険金の支払いが滞ってしまいます。火災保険の場合には損害を受けたら保険金を使って壊れたところを修復して元に戻す、あるいは保険金で元の建物を買い直すという前提があります。そのため損害確認は実際に損害がどのくらいあつたか綿密に確認した上で、契約金額を上限に保険金が支払われます。地震保険制度の場合は、被災者の生活の安定に寄与することを目的にしており、公平かつ迅速に保険金の支払いをするために支払い基準を3段階のみにしています。

加入に当たってのポイント

■地震保険の加入に当たっての考え方

損害保険は実際の損害に対して保険金を支払う実損でん補であるという点は既にお話しした通りですが、地震保険はもともと火災保険の保険金額の50%までしか契約できませんから、仮に地震で建物全壊しても元の家を建て直すだけの金額をカバーできません。地震

保険は、火災保険のように支払われる保険金で被害を被った建物や家財を再購入して元に戻すためのものではなく、前述のとおり被災後の生活再建の足掛かりを目的にしています。

地震保険の加入を検討するに当たり、まずは地震保険の根幹にあるこの考え方―生活安定のためのものであること―を理解することが重要です。ここが分かっていないと補償が火災保険の50%までということについて納得がいかないでしょう。

■公的な支援制度

地震災害で被災した際には公的な支援制度があります。その一つが被災者生活再建支援制度です。この制度で最大300万円（基礎支援金100万円、加算支援金

それぞれが違う被災状況と建て直しの費用

内閣府によって平成20年度に被災者生活再建支援法調査が実施されました。この調査は平成19年の石川県能登半島沖地震、新潟県中越沖地震、その他台風で被災した人2,374世帯（その他台風で被災した人は60世帯）を対象としたものです。

この調査によると住宅の建設・購入、補修・賃借するために支出した経費（予定含む）の合計金額について、2,000万円以上と回答した人の割合は50.0%、1,000万円～2,000万円未満と回答した人は23.2%となっています。このように半数の人が2,000万円以上負担したと回答しています。

また住宅再建の経費以外に生活に必要な経費に支出した合計金額（予定含む）は201万円以上と回答した人が22.8%、101万円～200万円と回答した人が21.5%、51万円～100万円と回答した人が21.2%となっています。

被災した際に仕事（収入源）はどうなるか、住宅ローンなど借入はあるか、現在の預貯金の状況など生活を立て直す際のお金の事情は人それぞれ違います。単に家を買直すということだけではなく、家庭や仕事など生活全体のお金の問題を考える視点が必要です。

■被災者生活再建支援金の支払額

（世帯人数が1人の場合、各該当欄の金額の3/4）

●住宅の被害程度に応じて支給する支援金（基礎支援金）

住宅の被害程度	全壊	解体	長期避難	大規模半壊
支給額	100万円	100万円	100万円	50万円

●住宅の再建方法に応じて支給する支援金（加算支援金）

住宅の再建方法	建設・購入	補修	賃借 (公営住宅除く)
支給額	200万円	100万円	50万円

※一旦住宅を賃借した後、自ら居住する住宅を建設・購入（または補修）する場合は、合計で200万円（または100万円）

200万円）の支給額を受けることができま。住宅の被害状況や被災後の住宅の再建方法、また世帯人数によって受け取ることでできる金額は変わってきます。持家の有無や世帯人数などを踏まえ、仮

に被災した場合、この制度からのかなりの支払いがされるのか確認しておきましょう。

公的な支援については国の制度だけでなく、都道府県が独自の制度を設けているケースもあるので、自分の居住している地域に何か支援制度がないか確認しておきましょう。その上で被災者生活再建支援制度などを加味してどうなるかというところから地震保険の必要性を考えてみるというでしょう。

なお、地域によっては共済（JA共済、全労済、都道府県民共済など）を利用している人も多いはずで、これらの共済や少額短期保険業者などでも地震災害で被害を受けた際にカバーされる商品があります。損害保険会社で加入する地震保険とは内容も支払いの仕方も違いますので、どのような内容になっているのか確認した上で利用しましょう。

被災して地震保険を請求する際に困ったら

■こんなとき地震保険は出る？出ない？

最後に、将来、万が一、震災の被害に遭われた際、地震保険の請求で疑問に思いがちなことをQ&A形式で整理します。

Q 地震災害で建物が被害に遭った。その後余震で再び損害を受けたりどうなるのか？

A 地震発生後72時間以内に起きた地震などは1回の地震として取り扱うことになっています。

Q 地震による火災や液状化は対象になるのか？

A 地震が原因の火災や液状化も対象になります。このように地震が原因で被害を受けた場合には地震保険に加入していないと、火災保険では支払われませんから注意が必要です。

Q 地震保険の損害が大きくないと損害保険会社は保険金を支払えなくなるのではないか？

A 地震保険の内容のところでも記載しましたが、地震保険は政府がその仕組みに関与している官民一体の保険制度で、所定の金額が積み立てられています。また家計の地震保険は損害保険契約者保護機構によって100%保護の対象です。

なお、地震保険では加入者全体の総支払限度額が決まっています（2011年5月現在5兆5000億円）。この金額を超えるときには支払いが減額されることがあります。この金額は地震保険の加入者

数などを考慮しながら改定されています。1994年6月の段階で1兆8000億円、翌年1月に阪神淡路大震災が発生した後の1995年10月に3兆1000億円に引き上げられ、その後幾度か改正を経て現在の金額になっています。

■地震保険の保険金請求で困ったときの連絡先

Q 保険証券がない、免許証などの本人確認書類を紛失した。どうすればよいか？

A 契約内容は保険会社にデータが残っていますし、保険証券はなくても大丈夫です。本人確認についても免許証などがなくても本人確認することは可能です。必要以上心配せずに、まずは、保険会社に相談してみましょう。

Q 被災して損害保険会社に被害物件などを見てもらったが、納得いかない。どうすればよいか？

A 再度損害の査定を依頼してみましょう。それでも納得がいかない場合には損害保険協会に相談窓口が設けられています。（社）日本損害保険協会 <http://www.sonpo.or.jp/>

地震保険は補償が火災保険の保

険金額の50%までですが、地震保険に加入することで保険料負担が倍くらいになることもあります。そのため地震保険は損と考える人も珍しくないようです。

確かに地震災害が起こるかどうか分らず、また被災するかどうか分らないのに毎月の厳しい家計の中から地震保険料を負担するのは決して楽ではありませんが、仮に自然災害で被災して自宅や他の資産、仕事を失った場合、生活を立て直すことは容易ではありません。

「自分の身は、自分で守る」ことが防災上とても大切なことです。これはお金に関することでも同様です。この機会に自然災害で被災した際に、自分の家庭をお金の側面からどう守るかじっくり考えてみましょう。